

社会保障審議会 介護保険部会（第91回）	資料4
令和2年7月27日	

# 匿名要介護認定情報等の提供に関する 専門委員会（案）の設置について

令和2年7月27日  
厚生労働省老健局

# 匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会（案）の設置について①

## これまでの経緯

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、相当の公益性を有する研究等を行う幅広い主体に対して匿名介護保険等関連情報（※1）を提供することができることが法律上明確化されるとともに、「匿名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。」とされた（令和2年10月1日施行）。（※2）

（※1）介護保険総合データベース（以下「介護DB」という。）に格納されている要介護認定情報等を、被保険者等が特定できないように加工したデータ。現行、介護DBのデータを第三者に提供する際は、老健局長が参集する「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供等に関する有識者会議」においてデータ提供の可否を議論。

（※2）改正法による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法により、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）及びDPCデータベースについても同様の規定を整備。

## 匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会（案）の設置について②

### 論点

- 改正法により、同様の規定が整備された匿名レセプト情報等及びDPCデータ（以下「匿名レセプト情報等」という。）については、第129回社会保障審議会医療保険部会（令和2年7月9日開催）において、部会の下への専門委員会の設置や運営方針、匿名レセプト情報等の提供の流れ等の案が了承された。
- 医療保険部会における対応も踏まえ、匿名介護保険等関連情報の取扱いについては、以下のとおりとはどうか。
  - ・ 改正法の施行にあわせ、介護保険部会の下に、介護関連情報等の有識者を中心とする「匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会（案）」を設置すること。
  - ・ 当該専門員会において、匿名介護保険等関連情報の提供の可否について、相当の公益性を有するか、不適切利用による個人の権利利益の侵害の可能性がないか等の観点から、総合的に審査すること。
  - ・ 当該専門委員会の運営等は次ページのとおりとし、詳細については部会長と協議の上確定すること。
  - ・ 匿名介護保険等関連情報のデータを匿名レセプト情報等と連結利用できる状態での提供申出があった場合は、医療保険部会の下に設置される専門委員会と合同で審査を行うこと。
  - ・ 「匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」等は、審査基準や提供に係る事務処理基準を定めたものであることから、当該専門委員会で内容について検討を行うこと。

## 匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会（案）の設置について③

### ○ 設置の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）において、厚生労働大臣は要介護認定情報等（以下「匿名データ」という。）を第三者に提供することができる法的根拠が設けられるとともに、匿名データの第三者への提供に当たっては社会保障審議会の意見を聴くこととされた。

これを踏まえ、匿名データの第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、社会保障審議会介護保険部会に「匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会（案）」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### ○ 構成委員

- ・ 専門委員会の委員は、介護関連情報等の有識者を中心に構成する予定であり、部会長と相談の上確定する。

### ○ 検討項目

- ・ 匿名データの提供申出について、相当の公益性を有するか、不適切利用による個人の権利利益の侵害の可能性がないか等を総合的に検討する。
- ・ 「匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」等の内容を検討する。

### ○ 運営等

- ・ 原則公開とするが、提供申出に係る審査は、非公開とする。
- ・ 専門委員会の検討の結果は、介護保険部会に報告する。なお、専門委員会の議決は、介護保険部会長の同意を得て、介護保険部会の議決とすることができる。